

# 地本業務ニュース

## JR 東海労・静岡地方本部

NO. 8 2022年3月16日発行者：JR東海労静岡地方本部 半場弘恭

### **申第5号「新型コロナウイルス感染防止 に関する申し入れ」で窓口回答 保健所の対応が逼迫する中で会社 が独自に判断するケースも発生 感染拡大を防止し社員の健康を守れ！**

2月24日、申第5号「新型コロナウイルス感染防止に関する申し入れ」で会社が窓口回答を行い、地本は会社と議論を行いました。

以下回答と主な議論です。

1. 感染者が発生したことの事実を、無記名にて感染経路を含め掲示にて周知すること。

**回答：感染者が発生した際には、必要に応じて職場においてその事実を周知しているが、プライバシー等に関わるため、感染経路を含めた個人に関わる内容は周知しない。**

2. 乗務員室内で感染者と長時間在席していた場合でも、会社は「マスクをしていたので濃厚接触者にはならない」と判断していると聞いている。

見解を明らかにするとともに、どこでの判断であるか明らかにすること。

**回答：濃厚接触者の指定は、保健所の判断に従っている。保健所が判断**

しない場合は、健康管理センターの医師と協議の上で判断することとしている。

3. 感染に不安を抱いている人には、会社が責任を持ってPCR検査を行うこと。

**回答：手洗い等による感染予防や検温等の健康管理を徹底しており、現時点でPCR検査を実施する予定はない。**

4. OneStep等、人の集まる業務は当面中止すること。

**回答：これまで通り、状況を踏まえて適切に対応していく。**

## 《主な議論》

組合：「保健所が判断しない場合」とは、どういう場合なのか。

会社：想像ではあるが保健所の対応が逼迫していて、「会社のほうで判断をお願いする」と言われるケースがある。

組合：事実としてあるのか。

会社：現実としてあるが、健康管理センターの医師等、専門の人間が判断を行っている。

組合：濃厚接触者を会社で指定したことは実際にあるのか。

会社：実際にある。

組合：社員の健康を守るために、感染拡大防止を行うこと。

以上